



# 平成20年4月から基本健康診査が 特定健康診査と特定保健指導に変わります!!

最近なにかと話題のメタボリックシンドローム。このメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が平成20年4月からはじまります。

松前町が実施する特定健康診査・特定保健指導の概要についてQ & Aで紹介します。

## Q1 特定健康診査・特定保健指導の内容は？

A1 今までの健診は、病気の早期発見・早期治療が中心でしたが、特定健康診査は、腹囲測定（おへそまわりの測定）をはじめ、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の発見を目的とした健診です。健診の結果から、対象者を3区分（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）に階層化します。リスクが高いと判断された場合（動機づけ支援・積極的支援の方）には、生活習慣を改善するために医師・管理栄養士・保健師などの専門家が特定保健指導を行います。

## Q2 松前町が行う特定健康診査・特定保健指導の対象者は？

A2 基本的には、松前町の国民健康保険に加入している40～74歳の方が対象です。40歳未満の国民健康保険に加入している方についても、従来と同じく受診できるように準備を進めています。

### 特定健康診査・特定保健指導の流れ

